

業務用都市ガス利用促進割引【附帯契約型】
(選択約款)

平成30年5月10日実施

平成30年5月21日改訂

花巻ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 附帯契約割引	1
5. 適用条件	2
6. 契約の締結及び契約の期間	2
7. 割引額等	2
8. その他	2
附 則	
1. 実施の期日	3
別表第1	3
別表第2	3

1. 目的

この選択約款は業務用大口利用者の負担を軽減しつつ、当社の製造・供給設備の利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の契約条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定める選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、契約条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合は除きます。
 - ① 契約条件の説明及び契約前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみ説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他この選択約款に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、契約条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款の対象となる選択約款で規定するガス需要契約もしくはガス小売供給約款で規定するガス使用契約といたします。
- (2) その他の用語については、主契約の用語のとおりといたします。

4. 附帯契約の種別

附帯契約の種別は「業務用都市ガス利用促進割引」といたします。

5. 適用条件

この選択約款は次の条件を満たし、この選択約款を希望される場合に適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の定める約款（別表第1）にもとづく契約を締結済みもしくは契約を締結すること。
- (2) 上記主契約にもとづく料金を口座振替によりお支払いになること。
- (3) 主契約での用途区分が業務用であること。
- (4) 同一建物で複数のメーター（主契約）がある場合には、契約者が同一であること。
- (5) 上記メーターでの全ての合計使用量が1ヵ月間の調定で3,000立方メートル以上の使用量であること。

但し、1ヵ月の合計使用の量が3,000立方メートルに満たない場合は割引対象とはならず、主契約の早収料金の支払いといたします。

6. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約効力は、契約成立日以降の最初の定例検針より該当いたします。

なお、契約成立日と定例検針日が同一の場合は、その定例検針日の次の検針分より適用となります。

- (4) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって附帯契約の解約の期日といたします。

7. 割引額等

- (1) 割引額は、割引種別の区分に応じて定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 附帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から（1）に定める割引額を差し引いた額といたします。

8. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款及び選択約款の各約款を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成30年5月21日から実施いたします。

(別表第1)

(1) 主契約として当社が定める約款は次のとおりといたします。

ガス小売供給約款、小型空調契約、融雪契約

(2) その他当社が定める選択約款に対してこの選択約款を適用する際には、その選択約款等の記載にて規定いたします。

(別表第2)

割引種別	割引額（1月につき）
業務用都市ガス利用促進割引	主契約のガス料金（早収料金）×0.10